

様式第二十一(第五十七条関係)

(表面)

←----- 12センチメートル ----->

番号

土壤汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

年 月 日限り有効

写真

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事
(市長)

印

↑----- 8センチメートル -----↓

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文及び第8項、第4条第3項本文並びに第5条第1項の規定の適用を受けない土地(第4条第2項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壤汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第21による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。